

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和2年10月23日	
三重県知事 殿	
提出者	
住所	三重県鈴鹿市国府町112-1
氏名	社会医療法人峰和会 鈴鹿回生病院 理事長 田中 公
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	059-375-1212
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	社会医療法人峰和会 鈴鹿回生病院
事業場の所在地	三重県鈴鹿市国府町112-1
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	P83 医療、福祉/ 医療業
② 事業の規模	379床
③ 従業員数	621名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	①感染性廃棄物専用のプラスチック容器またはダンボールにて各部署で処分。 ②院内感染性廃棄物専用倉庫で施設の上保管 ③収集運搬業者(株 大相)が倉庫より回収し収集運搬。 ④最終処分業者(株 三重中央開発)で焼却後、リサイクル処理及び残渣物は埋めて処分。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
総括責任者(病院長)  
↓  
廃棄物処理責任者(総務課)  
「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を修了した者を配置  
↓  
感染性廃棄物排出部署  
各部署においては各部署所属長による日常処理の管理監督

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【 前年度実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	排出量	
	(これまでに実施した取組) 毎年4月の新入オリエンテーションでの廃棄物処理に関する教育 その他、適宜、院内で排出される廃棄物の適正処分、分別の方法に対する職員への教育を行っている。 医療処置で使用できるリユース商品の採用	
②計画	【 目標 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	排出量	
	(今後実施する予定の取組) 毎年4月の新入オリエンテーションでの廃棄物処理に関する教育 その他、適宜、院内で排出される廃棄物の適正処分、分別の方法に対する職員への教育を行う。 2か月に一度定期開催される材料委員会でのディスプレイ製品の採用に関する審査の徹底 医療処置で使用できるリユース商品の採用の促進	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別添のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状同様

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【 前年度実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	(これまで実施した取組) 実施していない	
②計画	【 目標 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	(今後実施する予定の取組) 予定無し	
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【 前年度実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	
(これまで実施した取組) 実施していない		
②計画	【 目標 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	
(今後実施する予定の取組) 予定無し		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【 前年度実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組) 実施していない	
②計画	【 目標 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組) 予定無し	



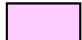
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【 前年度実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	(これまでに実施した取組) 適切な処理されているかどうか、中間処理施設・最終処分場(株式会社 三重中央開発)の現地訪問による見学・確認実施。 2019年度は11月14日に見学 2020年度はコロナ禍にて見学を見合わせているが、見学ができるように日程調整中	

②計画	【 目標 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>適切な処理されているかどうか、中間処理施設・最終処分場(株式会社 三重中央開発)の現地訪問による見学・確認実施。  2019年度は11月14日に見学  2020年度はコロナ禍にて見学を見合わせているが、見学ができるように日程調整中</p>	
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	59 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>電子マニフェストに加入済みであり、実際に電子マニフェストで100%運用中</p>	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。
- 9  欄及び※欄は記入しないこと。

 } 記入願います  
 }  
 記入不要です

項目	廃棄物の種類		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	合計量 (t)	合計量 PCB除く (t) *	
	現状/計画		引火性 廃油	腐食性廃 酸pH2以下	腐食性 廃アルカリ pH12.5以上	感染性産 業廃棄物	廃PCB等	PCB 汚染物	PCB 処理物	廃水銀等	指定 下水汚泥	有害 鉱さい	廃石綿等	有害 燃え殻	有害 ばいじん	有害廃油	有害汚泥	有害廃酸	有害 廃アルカリ			
特別管理産業 廃棄物の排出 の抑制に関する 事項	排出量 ①	前年度実績				59														59	59	
		今年度目標				60															60	
自ら行う 特別管理 産業廃棄物の 再生利用に 関する事項	自ら再生利用を 行う特別管理 産業廃棄物の量 ②+⑧	前年度実績																		0		
		今年度目標																			0	
自ら行う特別 管理産業 廃棄物の中間 処理に関する 事項	自ら熱回収を行 う特別管理産業 廃棄物の量 ⑤	前年度実績																		0		
		今年度目標																		0		
	自ら中間処理 により減量する 特別管理産業 廃棄物の量⑦	前年度実績																			0	
		今年度目標																			0	
自ら行う特別 管理産業 廃棄物の 埋立処分 に関する事項	自ら埋立処分を 行う特別管理 産業廃棄物の量 ③+⑨	前年度実績																		0		
		今年度目標																			0	
特別管理産業 廃棄物の処理 の委託に関す る事項	全処理委託量 ⑩	前年度実績				59														59		
		今年度目標				60														60		
	⑩のうち優良 認定処理業者 への処理委託量 ⑪	前年度実績				59														59		
		今年度目標				60														60		
	⑩のうち再生 利用業者への 処理委託量 ⑫	前年度実績				59														59		
		今年度目標				60														60		
	⑩のうち認定 熱回収業者への 処理委託量 ⑬	前年度実績				59														59		
		今年度目標				60														60		
	⑩のうち認定 熱回収業以外の 熱回収を行う 業者への処理 委託量 ⑭	前年度実績																			0	
		今年度目標																			0	

(注) 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第二号の十四)を提出する事業者は、本シートの前年度実績欄への記入は不要です。

(参考) 各項目の白抜き番号は、様式第二号の14 別紙4の項目番号です。

\* PCBとは、上記の オ廃PCB等、カPCB汚染物、キPCB処理物 です。

## 別添

### 院内における感染性廃棄物の判断基準

感染性廃棄物の具体的な判断に当たっては、1、2又は3によるものとする。

#### 1. 形状の観点

- (1) 血液、血清、血漿および体液(精液含む)(以下血液という)
- (2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物(摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚)
- (3) 血液等が付着した鋭利なもの
- (4) 病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの

#### 2. 排出場所の観点

感染症病床、結核病床、手術室、救急外来室、集中治療室及び検査室(以下「感染症病床等」という)において治療、検査等に使用された後、排出されたもの

#### 3. 感染症の種類別の観点

- (1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- (2) 感染症法の一類及び二類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等(但し、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る)
- (3) COVID-19患者における取り扱いは3.(1)と同じ取り扱いとする。

※上記の判断基準で判断が難しい場合であっても医師により感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

※分別方法の新入職員オリエンテーションでの教育と、分別間違い等が発生した場合に部署責任者への報告と指導

以上の判断基準より、その廃棄物の形状によって下記に大別して分別保管している。

○鋭利な物(針・メス・ガラス)・・・バイオハザードマークのついた専用白ポリボックス(20L・40L・70L)にて保管

○鋭利でない物、その他、固形状の物・・・バイオハザードマークのついた専用ダンボール容器(40L・80L)による保管

○COVID-19の患者より排出された者・・・鋭利なもの、鋭利でないもの全て、専用白ポリボックスを使用する。  
蓋をしたあと、蓋とボックスを  
ガムテープで固定し、ハザードマーク  
付近に大きく「新型コロナ用」と記入し  
保管する。